相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県君津市泉三九三番地一六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山田　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

事務所東京都港区赤坂四丁目七番一五号陽栄光和ビル五階光和総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　みき

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍フィリピン国、最後の住所東京都荒川区西尾久八丁目二七番三号エスコーポ二〇一号

被相続人　亡　サントスカピリ，ヴィルマ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内二丁目五番二号三菱ビル九六四区千代田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　千代田有子（登録姓　中鳥）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市東改田二三二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　光一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

事務所岐阜市若宮町九丁目一〇番地

相続財産管理人　弁護士　竹中　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市静波一六九八番地七九、最後の住所静岡県牧之原市菅ケ谷一〇四二番地　相寿園　被相続人　亡　前堀　み江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

静岡県静岡市葵区伝馬町一八番一四号Mビル二階　関谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関谷　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市方丈二丁目五番地八、最後の住所静岡県袋井市愛野南四丁目一一番地の一　被相続人　亡　平野　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　彬史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区蔵前三丁目五番地八、最後の住所愛知県一宮市三ツ井一丁目一三番一五号　被相続人　亡　山田　一壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

愛知県一宮市栄三丁目二番一七号一宮駅東口ビル一棟二階B号室山岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山岡　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道一二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　名打みつゑ

平成二十七年一月二十二日

事務所岐阜市若宮町九丁目一〇番地

相続財産管理人　弁護士　竹中　雅史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県牧之原市静波一六九八番地七九、最後の住所静岡県牧之原市菅ケ谷一〇四二番地　相寿園　被相続人　亡　前堀　み江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

静岡県静岡市葵区伝馬町一八番一四号Mビル二階　関谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　関谷　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市方丈二丁目五番地八、最後の住所静岡県袋井市愛野南四丁目一一番地の一　被相続人　亡　平野　豊

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

静岡県浜松市中区中央二丁目一〇番一号浜松青色会館四階　渥美利之法律事務所

相続財産管理人　弁護士　望月　彬史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区蔵前三丁目五番地八、最後の住所愛知県一宮市三ツ井一丁目一三番一五号　被相続人　亡　山田　一壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

愛知県一宮市栄三丁目二番一七号一宮駅東口ビル一棟二階B号室山岡法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山岡　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県海部郡大治町大字西條字狐海道一二一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　名打みつゑ

平成二十七年一月二十二日

香川県小豆郡小豆島町中山一〇五五番地五

相続財産管理人　竹迫　龍三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県合志市栄三七九六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　比嘉　光子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

事務所熊本市中央区京町二丁目一二番四三号　熊本中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中島　潤史

債権申出の公告（第一回）

株式会社聴涛館の規約型確定給付企業年金は、平成二十六年七月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十七年一月二十二日

静岡県浜松市中区東伊場一丁目三番一号

株式会社聴涛館

確定給付企業年金清算人　繁本　武雄

第７期決算公告

平成27年1月22日

東京都文京区小石川二丁目１番２号

山京管理サービス株式会社

代表取締役　望月　俊英

貸借対照表の要旨

（平成26年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	9,558
	合計	9,558
負債及び純資産の部	流動負債	1,274
	株主資本	8,283
	資本金	5,000
	利益剰余金	3,283
	利益準備金	150
	その他利益剰余金	3,133
	（うち当期純利益）	（783）
	合計	9,558